

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 : 京都農林水産総合庁舎で使用する電気需給契約
- (2) 需要場所 : 京都農林水産総合庁舎
京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
- (3) 業種及び用途 : 官公署（事務所）

2. 仕 様

供給先各官署に供給する電気のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が50%を満たすこと。また、その環境価値について、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

* 参照 : 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/\(March%202025\)%20RE100%20technical%20criteria%20\(Japanese\)%201_0.pdf?hsLang=en](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en)

また、別添1様式3において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6, 000V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6, 000V
- ④ 標準周波数 : 60Hz
- ⑤ 受電方式 : 常時受電方式（1回線のみ）
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 260kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 予定使用電力量 : 642, 000kWh
(使用期間の予定使用電力量は別紙入札内訳書のとおり。)

(3) 使用期間

令和9年1月1日0:00から 令和9年12月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力量計の構成 : 変成器付 複合計器（時間帯別・普通級） SM3ES-R形

(5) 需給地点

関西電力株式会社が電柱上に本供給のため設置した開閉器の負荷側接続点とする。

(6) 電気工作物の財産分界点

上記 2. (5) 需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

上記 2. (5) 需給地点に同じ

(8) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

① - 1 基本料金：固定単価

契約電力に対する基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を 0 円とみなして算定するものとする。

① - 2 電力量料金：固定単価

月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

① - 3 燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める（当該地域を管轄する旧一般電気事業者の算定諸元に準じることとし、差し支えない。）

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を 0 円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

① - 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

3. 請求に係る料金の算定

(1) 使用電力量の単位は 1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入することとする。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てることとする。

但し、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。

(3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件によるものとする。

4. その他

(1) 力率は、使用期間中 100 パーセントを保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。

- (3) 非常用自家発電設備を有している。

300kVA 1台

- (4) 太陽光発電設備は有していない。

- (5) 再生可能エネルギー電気の確認資料

受注者は、契約年度における電気の供給が終了後、令和10年1月31日（月）までに、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添3を発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添3の提出後、発注者及び受注者の協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2.仕様を満たしていない場合、受注者は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

- (6) 最終月（令和9年12月）分に係る請求書の送付については、上記4.(5)別添3の提出後に行うこと。

- (7) 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を負担するものとする。

- (8) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。